

中日本高速道路株式会社 第10回定時株主総会

日 時：平成27年6月23日（火） 午後1時開会

場 所：中日本高速道路株式会社 14階会議室

【議 題】

報告事項

1. 第10期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに連結計算書類に係る会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件
2. 第10期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名の選任の件

第 10 期 報 告 書

2014 年 4 月 1 日から
2015 年 3 月 31 日まで

事業報告	P 1
計算書類	P 2 4
貸借対照表	
損益計算書	
株主資本等変動計算書	
個別注記表	
連結計算書類	P 3 4
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	
会計監査人監査報告書謄本	P 4 5
監査役会監査報告書謄本	P 4 7

中日本高速道路株式会社

事業報告

(2014年4月1日から2015年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

【安全性向上3カ年計画の着実な実行】

2012年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル上り線天井板落下事故では、9名の方がお亡くなりになり、多くの方が被害に遭われました。私たちは、「二度とこのような事故を起こしてはならない」という深い反省と強い決意のもと、社外の有識者からなる「安全性向上有識者委員会」から頂いたご意見や国土交通省が設置した「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」の報告、その他外部の委員会の意見等を踏まえ、2013年7月に「安全性向上3カ年計画」を策定・公表しました。この計画は、「安全を最優先とする企業文化の構築」、「構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの見直し」、「安全管理体制の確立」、「体系化された安全教育を含む人材育成」、「安全性向上に向けた事業計画」の5項目からなり、項目毎に具体的な取組み施策を定めています。

2014年5月には2013年度の「安全性向上3カ年計画」の実施状況を安全性向上有識者委員会に報告し、同委員会からご意見をいただくとともに、実施状況を公表しました。

「安全性向上3カ年計画」の取組みについては、トンネル天井板や換気ダクト類の撤去を最優先に進め、撤去可能なトンネル天井板や換気ダクト類の撤去が完了しました。さらには、道路上で撤去できないジェットファンの二重の安全対策、大型標識等の重量構造物の移設又は二重の安全対策、鉄道等の重要交差箇所のコンクリート剥落対策、橋梁の床版取り替え等を計画的に進めてまいりました。

また、事業執行体制の見直し(2014年4月)、トンネル等の点検に関する基本的な基準等を定めた道路法施行規則の一部を改正する省令(2014年7月1日施行)を反映した「保全点検要領(構造物編)」の一部改訂(同年7月)や、「二重の安全対策暫定要領」の制定及び安全を最優先とした「設計要領」の見直しを柱とする技術基準の改訂(同年7月)を行うほか、構造物の診断等に関する知識を確認する新たな研修を開始(同年10月)するなど、「安全性向上3カ年計画」の取組みを着実に進めました。

また、現場の課題を社内で共有するとともに、安全最優先の経営理念の浸透を図るため、経営陣と現場の社員との双方向のコミュニケーションの強化にも取り組んでおります。

私たちは、ご遺族の皆さま、被害に遭われた皆さまに真摯に対応してまいります。

私たちは、「安全性向上3カ年計画」の各取組み施策を着実に実行しているところであり、引き続きグループを挙げて再発防止と安全性向上に徹底的に取り組んでまいります。

「安全性向上3カ年計画」の着実な実行を通じて、当社グループが目指す「安全を最優先とする企業文化を有し、社会から信頼される会社」となるため、これからも全精力を傾注してまいります。

【2014年度の事業の概況】

当連結会計年度における高速道路事業(注)については、2014年7月20日に舞鶴若狭自動車道小浜インターチェンジ～敦賀ジャンクション間など合計58.1kmを開通させました。

保全・サービス事業については、「安全性向上3カ年計画」に基づき、道路構造物の安全対策等を実施しました。

関連事業については、高速道路の開通に合わせて新たにパーキングエリア3箇所をオープンさせたほか、マンションや戸建住宅の住宅開発、高速道路周辺の開発事業等を進めました。

また、2015年3月24日に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「高速道路機構」といいます。)との間で締結している「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道158号[中部縦貫自動車(安房峠道路)]に関する協定」の一部を変更する協定を締結しました。本変更協定においては、料金徴収期間、料金収入、新設、改築、修繕及び災害復旧に係る事業費の計画が変更され、大規模更新・大規模修繕を実施する特定更新等工事に係る事業費の計画が追加されました。

(注) 事業計画のうち高速道路事業に係る部分は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号。以下「高速道路会社法」といいます。)第6条の規定に基づき、高速道路機構と締結した協定の内容に従っています。

事業別の状況は、次のとおりです。

(建設事業)

当連結会計年度における建設事業については、2014年6月28日に一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)相模原愛川インターチェンジ～高尾山インターチェンジ間14.8km、同年7月20日に舞鶴若狭自動車道小浜インターチェンジ～敦賀ジャンクション間39.0km、2015年3月8日に一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)寒川北インターチェンジ～海老名ジャンクション間4.3kmをそれぞれ開通させました。

また、新名神高速道路(四日市ジャンクション～四日市北ジャンクション間)及び東海環状自動車道(四日市北ジャンクション～東員インターチェンジ間)については、2015年度の開通に向けて事業を進めるとともに、東京外かく環状道路(関越～東名)、名古屋第二環状自動車道(飛島ジャンクション(仮称)～名古屋西ジャンクション間)及び東海北陸自動車道4車線化事業(白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ間)についても着実に事業を推進しました。

なお、新東名高速道路浜松いなさジャンクション～豊田東ジャンクション間については、2014年度末までの開通に向けて事業を進めてまいりましたが、複数の切土のり面での地すべりの兆候や大規模な崩落が発生したこと等の事由により、工事工程の精査の結果、開通予定時期を2015年度末までと見直しました。地域の皆さまやご利用いただくお客さまのご期待に応えられるよう、一日でも早い開通に向けて努めてまいります。

(保全・サービス事業)

当連結会計年度においては、トンネル天井板や換気ダクト等道路上に設置された重量構造物に対する安全対策を最優先と位置付け、北陸自動車道今庄トンネル(上り線・下り線)や北陸自動車道敦賀トンネル(上り線)の換気ダクトを撤去するとともに、撤去が困難な天井板が設置されている新東名高速道路富士川トンネルにおいては落下防止のためのチェーンの設置等の安全対策を実施しました。加えて、「道路付属物の第三者等被害防止対策の対応方針」(2013年10月策定)に基づき、道路構造物や道路付属物の落下による第三者等被害の発生が懸念されるものに係る安全対策を進めました。

道路構造物等の点検については、2014年7月1日に施行された道路法施行規則の一部を改正する省令において、トンネル等の点検は、近接目視により5年に1回の頻度で点検を行うことを基本とすること、点検、診断等について、記録・保存すること等が定められたことを受け、当社の「保全点検要領(構造物編)」についても、橋梁・トンネル等及び第三者等被害のおそれのある範囲の定期(詳細)点検は近接目視かつ触診や打音により点検を行うこと、点検結果、措置内容等を社内システムに記録し、保存することを規定するなど、所要の改訂を行いました。加えて、高速道路と交差する跨道橋に関しては、各都県に設置した「高速道路跨道橋の維持管理に関する連絡協議会」において、点検結果、補修状況等の情報共有や点検及び点検結果に基づく補修等の実施計画の調整等を行いました。

災害に強い高速道路づくりについては、BCP(業務継続計画)の継続的な見直しとともに、震災等が発生した際に、各被災地の復旧作業にあたる自衛隊や消防、警察等の支援部隊の進出拠点として、また、高速道路をご利用するお客さまや周辺にお住まいの皆さまの一時避難場所など防災拠点として活用することを想定した休憩施設の整備を進めるなど、防災機能の強化に取り組んでいます。加えて、災害発生時における応援復旧業務に関し、新たに日本建設業連合会と応援協力協定を締結したほか、大雪時には、大雪に関する情報提供の充実や除雪車両の増車、広域応援派遣など除雪体制を強化し、円滑な交通の確保に努めました。

交通事故の防止については、重大事故につながる可能性の高い高速道路での逆走について、警察庁の協力のもと、最近3年間(2011年～2013年)の逆走事案を詳細に分析し、逆走が複数回発生している6箇所で大矢印標示等の視覚的な逆走抑制策、Uターン防止ラバーポール等の物理的な逆走防止策を実施しました。

また、2014年4月1日から、料金水準の変更や利便増進計画の終了に伴う料金割引の再編等による新たな高速道路料金の適用を開始しました。料金割引制度については、激変緩和措置として、ETC休日割引を4月から6月末までの間は5割引のまま継続し、大口・多頻度割引の割引率を2015年3月末まで最大50%に拡充しました(大口・多頻度割引の割引率拡充に係る措置は2016年3月末まで延長)。

お客さまの利便性の向上と地域との連携強化のため、中央自動車道府中スマートインターチェンジ(東京都府中市)、東海北陸自動車道南砺スマートインターチェンジ(富山県南砺市)、北陸自動車道高岡砺波スマートインターチェンジ(富山県砺波市)をそれぞれ整備し、運用を開始しまし

た。このほか、ETC をご利用のお客さまの増加に対応するため、ETC レーンの増設を進めたこと等により、ETC 利用率は 2015 年 3 月に 91.0%となりました。

(関連事業)

<サービスエリア事業>

サービスエリア事業については、「お招き」と「おもてなし」の心でお客さまをお迎えし、何度でも訪れたいと感じていただけるような個性豊かで魅力あふれるサービスエリアの創造に取り組みました。

当連結会計年度においては、新たに地域の特性に応じた 3 箇所のパーキングエリアをオープンしました。2014 年 6 月の一般国道 468 号(首都圏中央連絡自動車道)相模原愛川インターチェンジ～高尾山インターチェンジ間の開通に合わせて、『全国ご当地グルメエリア』をエリアコンセプトとした「厚木パーキングエリア(内回り・外回り)」を、同年 7 月の舞鶴若狭自動車道小浜インターチェンジ～敦賀ジャンクション間の開通に合わせて、『地域連携型エリア』をエリアコンセプトとした「三方五湖パーキングエリア(集約)」をオープンしました。

既存の商業施設においても、当社全額出資の子会社である中日本エクシス株式会社が管理・運営するサービスエリアにおいて、季節毎の新商品や限定商品を取り入れたキャンペーンを開催したほか、東名高速道路 EXPASA(エクスパーサ)富士川(上り)ではテレビ局とのタイアップイベントを、東名高速道路 EXPASA 海老名(上り)ではサービスエリアでは初の本格的な北海道物産展をそれぞれ開催するなど、サービスエリアの新しい魅力を高める売り場づくりを展開しました。

このほか、地域食材を活かした「メニューコンテスト」の開催、地元のとれたて野菜の販売や地元商品の品揃えの充実、近隣の方々が参加するイベントの開催等、地域活性化や地域社会との連携強化に努めました。

<その他の関連事業>

その他の関連事業については、不動産開発事業、海外事業、旅行業、カードサービス事業、広告媒体事業等の事業を営んでおります。

不動産開発事業については、社宅の整理統合の結果、遊休地となった社有地を活用し、横浜市内で分譲マンション(2015 年 3 月完成引渡し)を、東京都町田市ほか 2 箇所で戸建ての分譲宅地(2016 年分譲予定)を開発しています。また、当社全額出資の子会社である合同会社NEXCO 中日本インベストメントが全額出資するNEXCO中日本開発株式会社は、東海環状自動車道土岐南多治見インターチェンジに隣接する複合商業施設「テラスゲート土岐」の建設工事を進め、2015 年 4 月 25 日にオープンしました。

海外事業については、当社の関連会社である日本高速道路インターナショナル株式会社等と協力して、アジア・欧米の高速道路事業に係る現地調査を実施するとともに、関係機関と事業条件の協議を進めました。また、当社は、コンサルティング業務を新たにベトナム、スリランカ及びカンボジアで 4 件受注し、昨年度からの継続案件 3 件を含め現地技術者の能力向上に貢献しました。こ

のほか、海外からの視察団の受入れ等の積極的な国際交流を通じて、幅広い情報交換ネットワークの構築を進めたほか、国が実施する海外協力事業への社員の派遣、海外の道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介するなど、国際貢献にも努めました。

これらのほか、2014年11月21日に、大規模災害時において緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる災害対策基本法の一部を改正する法律(平成26年法律第114号)が公布・施行されたことを受け、当社は、道路管理権限を有する高速道路機構からの受託により、大雪により立ち往生した車両の移動等の作業を行いました。

また、2015年2月25日に、リニア中央新幹線事業に係る用地取得業務の支援について、東海旅客鉄道株式会社と協定を締結しました。

(元社員の所得税法違反・詐欺事案等への対応について)

2012年9月21日に調査結果を公表した元社員の所得税法違反・詐欺事案、これに関連する工事管理や用地補償に関する不適切な事務処理については、全社を挙げて再発防止策を徹底して実施し、適正な業務の遂行と信頼回復に努めています。

併せて、詐欺行為により当社に損害を与えた当該元社員らに対し、損害賠償請求訴訟を提起するなど必要な訴訟対応を行っています。

【当期の業績】

当期における当社グループの業績は、営業収益が938,169百万円(前期比47.6%増)、営業利益が4,314百万円(前期比111.4%増)、経常利益が7,037百万円(前期比105.0%増)、当期純利益が4,394百万円(前期比257.0%増)となりました。

次に、当社の個別の業績は、営業利益が554百万円(前期は営業損失△3,184百万円)となりました。このうち、高速道路事業営業損失は△3,268百万円となりました。なお、関連事業営業利益は、3,822百万円となりました。以上により、税引前当期純利益は2,632百万円(前期は税引前当期純損失△2,337百万円)、当期純利益は628百万円(前期は当期純損失△3,094百万円)となりました。

営業収益の増加は、当連結会計期間に一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)相模原愛川インターチェンジ～高尾山インターチェンジ間、舞鶴若狭自動車道小浜インターチェンジ～敦賀ジャンクション間及び一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)寒川北インターチェンジ～海老名ジャンクション間の開通に伴い道路資産完成高を計上したこと(注1)及び利便増進計画の終了に伴う料金割引の再編や消費税率の引上げに伴う料金の見直しにより、料金収入が増加したことによるものです。

また、高速道路事業の損失の発生は、笹子トンネル天井板落下事故の発生を受けて、高速道路をご利用になるお客さまの安全性を確保する対策を早期かつ確実に実施するために、安全性

向上のための事業の一部について、高速道路事業の利益剰余金を活用して実施したことによるものです(注2)。

なお、当連結会計年度における通行料金収入は 633,917 百万円(同 23.9%増)でした。

- (注) 1. 道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号。以下「特措法」といいます。)第 51 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき高速道路機構に帰属する道路資産の完成は、道路資産完成原価と同額を道路資産完成高として計上するため、原則、損益に影響しません。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成 16 年法律第 100 号)第 15 条第 1 項においては、高速道路機構は、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないとされていますが、この事業の実施に要した費用に係る負債を高速道路機構の債務引受けの対象とせず、当社の損失となります。当社は、この損失に充てるため、第 8 回定時株主総会において、高速道路事業積立金から 120 億円を充当して安全性向上積立金を設けています。

(2)設備投資等の状況

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結計算書類及び計算書類において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第 51 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき、高速道路の工事完了時等においては高速道路機構に帰属することとなり、それ以降は当社の資産としては計上されないこととなります。

また、高速道路機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成 16 年法律第 102 号)第 14 条第 3 項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、高速道路機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せて、高速道路会社法第 6 条の規定に基づく協定に基づき当社が高速道路機構から借り受けます。この高速道路機構から当社が借り受ける道路資産は、当社の資産としては計上されません。

当連結会計年度における設備投資総額は 20,821 百万円であります。

なお、当連結会計年度に高速道路機構に帰属した道路資産の総額は、安全性向上積立金を利用して行う事業に係るものを含め 259,495 百万円であります。

【高速道路事業】

高速道路事業では、当連結会計年度に 14,011 百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりであります。

- ・一般国道 468 号(首都圏中央連絡自動車道)相模原愛川インターチェンジ～高尾山インターチェンジ間及び舞鶴若狭自動車道小浜インターチェンジ～敦賀ジャンクション間の開通に伴う料金徴収施設の新設
- ・ロータリー除雪車両(7 台)の購入

【関連事業】

関連事業では、サービスエリア事業において、当連結会計年度に2,402百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりであります。

- ・一般国道 468 号(首都圏中央連絡自動車道)厚木パーキングエリア(内回り・外回り)及び舞鶴若狭自動車道三方五湖パーキングエリア(集約)の新設

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の道路建設事業資金等に充てるため、次のとおり、総額 249,665 百万円の社債を発行するとともに、金融機関 24 機関から総額 36,000 百万円の借入れを行い、総額 285,665 百万円を調達しました。

なお、社債については、株式会社格付投資情報センターからAA+、ムーディーズ・ジャパン株式会社からA1、株式会社日本格付研究所からAAAの格付を取得しています。

種 別	発行日 (借入日)	発行額 (借入額)
社債		
中日本高速道路株式会社第 57 回社債(5 年債)	2014 年 5 月 30 日	100,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 2 回米ドル建て社債 (5 年債)	2014 年 8 月 5 日	50,840 百万円
中日本高速道路株式会社第 3 回米ドル建て社債 (5 年債)	2014 年 11 月 5 日	53,825 百万円
中日本高速道路株式会社第 58 回社債(5 年債)	2015 年 2 月 19 日	25,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 59 回社債(7 年債)	2015 年 2 月 19 日	10,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 60 回社債(10 年債)	2015 年 2 月 19 日	10,000 百万円
社債 計		249,665 百万円
長期借入金		
長期借入金(4年) 株式会社三菱東京 UFJ 銀行他	2015 年 3 月 25 日	35,000 百万円
長期借入金(1 年超) 株式会社三菱東京 UFJ 銀行	2015 年 3 月 26 日	1,000 百万円
長期借入金 計		36,000 百万円
合計		285,665 百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、5カ年の経営計画「チャレンジV」を策定して事業を推進しています。

2014年度においては、「安全性向上3カ年計画」の2年目にあたり、昨年度の経営計画とあわせてこれまでの施策の進捗を確認し、経営環境の変化を反映して、「経営計画 2014 チャレンジV」として見直しました。

I 安全性向上の不断の取組み

「安全性向上3カ年計画」に基づいて事故の再発防止と安全性向上に取り組んでまいります。

また、高齢化する高速道路資産をより長期にわたり健全な状態に保ち、将来発生すると見込まれるリスクに備えるため、これまでの対症的な事後保全から、変状が進行する前に対策を行う計画保全への転換を進め、高速道路の大規模更新・大規模修繕に向けた検討を進めてまいります。

II すべてのステークホルダーの皆さまに感動と満足を

お客さま第一経営のもと、高速道路事業及び関連事業を通じ、地域社会・経済や環境持続可能社会に貢献するとともに、すべてのステークホルダーの皆さまに感動と満足を届けてまいります。

III 飛躍へのたゆまぬ挑戦

NEXCO中日本グループの技術やノウハウを国内外のインフラに活用できるビジネスモデルの構築やインターチェンジ周辺開発等地域の活性化につながる店舗開発、安全・安心の向上、道路の長寿命化や環境持続可能社会に寄与する技術開発の推進等により、新たな事業領域と新技術の開発に挑戦し続けます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループ(企業集団)の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	2011年度 第7期	2012年度 第8期	2013年度 第9期	2014年度 第10期 (当連結会計年度)
営業収益	596,306 百万円	1,681,015 百万円	635,443 百万円	938,169 百万円
経常利益	10,041 百万円	8,038 百万円	3,433 百万円	7,037 百万円
当期純利益	6,856 百万円	4,352 百万円	1,230 百万円	4,394 百万円
1株当たり当期純利益	52 円 74 銭	33 円 48 銭	9 円 46 銭	33 円 80 銭
総資産	1,991,602 百万円	1,183,994 百万円	1,391,882 百万円	1,480,644 百万円

② 当社の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	2011年度 第7期	2012年度 第8期	2013年度 第9期	2014年度 第10期 (当事業年度)
営業収益	568,704 百万円	1,648,695 百万円	603,402 百万円	914,371 百万円
経常利益	5,659 百万円	2,182 百万円	△2,208 百万円	2,721 百万円
当期純利益	2,157 百万円	583 百万円	△3,094 百万円	628 百万円
1株当たり当期純利益	16 円 59 銭	4 円 48 銭	△23 円 80 銭	4 円 83 銭
総資産	1,972,311 百万円	1,163,081 百万円	1,371,936 百万円	1,457,627 百万円

(6) 重要な子会社の状況(2015年3月31日現在)

1) 重要な子会社の状況

番号	名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	中日本エクシス株式会社	45 百万円	100%	サービスエリア・パーキングエリア 内商業施設の管理・運營業務
②	中日本エクストール横浜株式会社	100 百万円	100%	高速道路の料金収受業務
③	中日本エクストール名古屋株式会社	100 百万円	100%	高速道路の料金収受業務
④	中日本ハイウェイ・パトロール東京 株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務
⑤	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋 株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務
⑥	中日本ハイウェイ・エンジニアリング 東京株式会社	90 百万円	100% (19.7%)	高速道路の保全点検業務
⑦	中日本ハイウェイ・エンジニアリング 名古屋株式会社	90 百万円	100% (18.7%)	高速道路の保全点検業務

⑧	中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社	30 百万円	88.7% (5.5%) [11.2%]	高速道路の維持修繕業務
⑨	中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑩	中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社	45 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑪	中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑫	NEXCO中日本サービス株式会社	75 百万円	100%	サービスエリア・コンシェルジュ業務、人材サービス、不動産事業等
⑬	中日本高速技術マーケティング株式会社	10 百万円	100%	商品販売・開発及びコンサルティング業務
⑭	合同会社NEXCO中日本インベストメント	10 百万円	100%	不動産事業、国内外のインフラ事業等の投資事業
⑮	株式会社エイチ・アール横浜	35 百万円	100% (100%)	パーキングエリアの売店運営
⑯	株式会社グランセルセイワサービス	20 百万円	72.1% (72.1%)	パーキングエリアの売店運営
⑰	中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社	30 百万円	100% (100%)	高速道路の自動販売機事業、飲食事業等
⑱	中日本ロード・メンテナンス静岡株式会社	20 百万円	51.0% (51.0%)	高速道路の維持修繕業務
⑲	中日本ロード・メンテナンス東京株式会社	62 百万円	86.1% (86.1%) [10.0%]	高速道路の維持修繕業務
⑳	中日本ロード・メンテナンス東海株式会社	30 百万円	85.7% (85.7%)	高速道路の維持修繕業務
㉑	中日本ロード・メンテナンス中部株式会社	45 百万円	91.1% (91.1%)	高速道路の維持修繕業務
㉒	中日本ロード・メンテナンス金沢株式会社	75 百万円	71.7% (71.7%)	高速道路の維持修繕業務
㉓	中日本高速オートサービス株式会社	20 百万円	100% (100%)	高速道路の維持管理車両の車両管理業務
㉔	NEXCO中日本開発株式会社	90 百万円	100% (100%)	商業施設等の開発、管理及び運営

㉕	箱根ターンパイク株式会社	37 百万円	100% (100%)	自動車道事業の経営、管理及び 運営
---	--------------	--------	----------------	----------------------

- (注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 高速道路周辺における商業施設などの開発事業等を専門的に行うため、合同会社NEXCO中日本インベストメント株式会社が100%出資して、2014年4月8日にNEXCO中日本開発株式会社を設立し、当社の子会社としました。(番号㉔)
4. 合同会社NEXCO中日本インベストメント株式会社が箱根ターンパイク株式会社の株式を取得し、2014年4月25日に同社を当社の子会社としました。(番号㉕)

2) 重要な関連会社の状況

番号	名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	北陸高速道路ターミナル株式会社	100 百万円	27.6% (3.2%)	トラックターミナルの管理、運営
②	株式会社NEXCOシステムズ	50 百万円	33.3%	料金、経理、人事、給与等基幹システムの運用管理
③	株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	高速道路技術に関する調査、研究及び開発
④	株式会社NEXCO保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理業、生命保険募集業等
⑤	ハイウェイ・トール・システム株式会社	75 百万円	24.0% (7.8%) [7.8%]	料金收受機械保守
⑥	日本高速道路インターナショナル株式会社	49 百万円	28.6%	海外の高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理に関する業務
⑦	中日本施設管理株式会社	30 百万円	20.0% (20.0%)	高速道路の付帯設備に関する保全点検業務
⑧	日本ロード・メンテナンス株式会社	100 百万円	15.0% (15.0%)	高速道路の維持修繕業務
⑨	株式会社東京ハイウェイ	86 百万円	15.0% (15.0%)	高速道路の維持修繕業務
⑩	NHS名古屋株式会社	20 百万円	33.5% (33.5%)	高速道路の維持修繕業務
⑪	ティーシーメンテナンス株式会社	20 百万円	33.4% (33.4%)	高速道路の維持修繕業務

⑫	株式会社高速保全	30 百万円	33.3% (33.3%)	高速道路の維持修繕業務
⑬	株式会社デーロス・ジャパン	99 百万円	30.3% (30.3%)	道路構造物の調査・診断及び補修・補強事業

(注) 1. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 議決権比率の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 2014年5月26日に、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社が株式会社デーロス・ジャパンの株式を追加取得し、同社を当社の関連会社としました。(番号⑬)

(7) 主要な事業内容

当社グループは、1都11県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及びこれらに関連する事業を実施しています。

【高速道路事業】

新東名高速道路をはじめとする7路線265kmの建設を行う建設事業及び東名高速道路をはじめとする営業中の23路線2,007kmの改築、維持、修繕その他の管理を行う保全・サービス事業を実施しています。

【関連事業】

サービスエリア事業、旅行業、海外事業、カードサービス事業、広告媒体事業、不動産開発事業等を実施しています。

(8) 主要な営業所(2015年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 (名古屋市)

支社等

東京支社(東京都港区) 名古屋支社(名古屋市)

八王子支社(東京都八王子市) 金沢支社(石川県金沢市)

工事事務所 12 箇所、保全・サービスセンター24 箇所

ベトナム事務所

(注)2015年3月末に工事事務所1箇所を閉鎖しました。

② 重要な子会社の本店所在地

中日本エクシス株式会社(名古屋市)
中日本エクストール横浜株式会社(横浜市)
中日本エクストール名古屋株式会社(名古屋市)
中日本ハイウェイ・パトロール東京株式会社(東京都新宿区)
中日本ハイウェイ・パトロール名古屋株式会社(名古屋市)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社(東京都新宿区)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社(名古屋市)
中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社(横浜市)
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社(東京都八王子市)
中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社(名古屋市)
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社(石川県金沢市)
NEXCO中日本サービス株式会社(名古屋市)
中日本高速技術マーケティング株式会社(名古屋市)
合同会社NEXCO中日本インベストメント(名古屋市)
株式会社エイチ・アール横浜(横浜市)
株式会社グランセルセイワサービス(名古屋市)
中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社(横浜市)
中日本ロード・メンテナンス静岡株式会社(静岡県磐田市)
中日本ロード・メンテナンス東京株式会社(東京都町田市)
中日本ロード・メンテナンス東海株式会社(名古屋市)
中日本ロード・メンテナンス中部株式会社(名古屋市)
中日本ロード・メンテナンス金沢株式会社(石川県白山市)
中日本高速オートサービス株式会社(愛知県一宮市)
NEXCO中日本開発株式会社(名古屋市)
箱根ターンパイク株式会社(神奈川県小田原市)

(9) 従業員の状況 (2015年3月31日現在)

① 当社グループ(企業集団)の使用人の状況

事業の種類別	従業員数
高速道路事業	8,793(1,415)名
サービスエリア事業	528 (920)名
その他(関連)事業	115 (7)名
全社(共通)	327 (0)名
合 計	9,763 (2,342)名

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は、全会計期間の平均人員を()内に外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
2,126 名	42.2 歳	18.7 年

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しています。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算した年数を示しています。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2015年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	16,480 百万円
株式会社みずほ銀行	16,380 百万円
株式会社三井住友銀行	15,180 百万円
信金中央金庫	11,880 百万円
農林中央金庫	11,880 百万円

(注) 借入金残高については、単位未満切捨てで記載しています。

2.会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況(2015年3月31日現在)

①発行可能株式総数 520,000,000 株

②発行済株式の総数 130,000,000 株

③株主数 1名

④大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
財務大臣	130,000,000 株	100.00%

3.会社の新株予約権等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2015年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
茶村俊一	取締役会長	J.フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長
宮池克人	代表取締役社長 兼最高経営責任者(CEO)兼グループCEO 兼最高執行責任者(COO)兼グループCOO 兼技術・建設本部長 監査部担当	
高松隆久	取締役 常務執行役員 東京支社長 兼東京オリンピック・パラリンピック担当	
小室俊二	取締役 常務執行役員 経営企画本部長	
猪熊康夫	取締役 常務執行役員 保全企画本部長	
樺島徹	取締役 常務執行役員 総務本部長 兼倫理・法令遵守担当(CCO)兼グループCCO	
田宮道衛	常勤監査役	
岡山弘	常勤監査役	
白石真澄	監査役	関西大学政策創造学部 教授 旭化成株式会社 社外取締役
水尾健一	監査役	中日本興業株式会社 取締役

- (注) 1. 取締役茶村俊一氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役岡山弘氏、監査役白石真澄氏及び監査役水尾健一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役廣瀬輝氏は、2015年3月30日付けをもって、辞任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款又は株主総会 決議に基づく報酬	7名	106,783,799円	7名	41,890,000円	14名	148,673,799円

(注) 1. 創立総会決議による報酬限度額は次のとおりです。

取締役 年額 200百万円以内 (2005年9月28日創立総会決議)

監査役 年額 70百万円以内 (2005年9月28日創立総会決議)

2. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 8,628,826円(取締役4名 5,723,559円、監査役4名 2,905,267円)を計上しております。

3. 取締役及び監査役の報酬支給人員には、当期中に退任した取締役2名及び監査役3名が含まれています。

(3) 社外役員に関する事項

各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	茶村俊一	就任後開催の取締役会11回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	岡山弘	就任後開催の取締役会11回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	白石真澄	就任後開催の取締役会11回のうち7回に、また、監査役会11回のうち8回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	水尾健一	就任後開催の取締役会11回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。

(4) 社外役員の報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款又は株主総会決議に 基づく報酬	一名	－円	6名	25,145,000円	6名	25,145,000円

- (注) 1. 上記支給額のほか、第9回定時株主総会決議に基づき、退任した監査役3名に支払った役員退職慰労金として、7,216,524円があります。
2. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金1,538,874円を計上しております。
3. 監査役の報酬支給人員には、当期中に退任した監査役3名が含まれています。

5.会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

1)公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	107,700 千円
2)公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	6,299 千円
合 計	113,999 千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めております。

また、社債発行に係るコンフォートレター作成業務の報酬の額(当会計年度35,700千円)を含めております。

2. 上記2)の業務の内容は、英文財務諸表作成支援業務等についての対価を支払っております。

②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 125,199千円

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議に基づいて、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を、それぞれ株主総会に提出いたします。

6.業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。(2015年3月31日現在)

本方針に基づく適正な業務執行体制が確保されているか確認を行うため、毎年定期的に取り締役会に業務の実施状況を報告しております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定めるとともに、倫理・法令遵守担当役員(CCO)を置き、当社のコンプライアンス推進を統括します。

また、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

取締役会規程に基づき、定例の取締役会を月1回開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役及び支社長は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全を最優先に、安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、危機管理を専門的に統括する職を置き、有事の際の迅速かつ的確な対応を行うための体制・要領等を整備するとともに、高速道路の安全性を向上させるため、本社に安全管理部を設置し、安全性向上に資する計画の策定、実行、評価及び改善のサイクルを着実に実行する体制を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、全執行役員を委員とするリスクマネジメント委員会及び組織単位のリスクマネジメント部会を設置し、リスクを組織的に管理し、損失などの回避または低減を図る体制を整備します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を月1回開催し、重要事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、取締役会の機能強化と経営効率の向上のために、全取締役、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催し、重要事項について審議します。

執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化するとともに、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定します。

高速道路事業については、現場が当事者意識を持って自律的な事業執行を行うことを目的に、事業執行の主体である支社と、それを支援する本社の所掌事務を明確に区分し、適確な業務の執行の体制を整備します。

また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、中期経営計画を策定し、社会・経済情勢等に応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程などを制定します。併せて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修等の実施により、継続的な啓発・支援等を行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程等の遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、グループ各社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

当社グループ全体の執行方針の決定・共有のため、全取締役、執行役員、グループ会社の社長等をメンバーとするグループ全体会議を定期に開催します。

また、各子会社に倫理・法令遵守担当役員(CCO)を設置し、グループCCO会議を開催するなど、グループ一体となったコンプライアンスの推進や、リスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務を補助するため、監査役スタッフとして法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有

する専任の使用人を必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で高度な法律知識・能力、会計知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。

また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況などについて、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期的に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期的に意見交換を行います。

※「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」については、会社法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年法務省令第6号)の内容を踏まえ、2015年5月21日の取締役会において、企業集団の業務の適正を確保するための体制の具体化、監査を支える体制の充実化等所要の改正を行いました。

7.株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

8.その他株式会社の状況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

附属明細書(事業報告関係)

1. 会社役員以外の会社の業務執行者との兼務状況の明細

事業報告 16 ページ「4(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しています。

貸借対照表

2015年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
現金及び預金		83,128
高速道路事業営業未収入金		86,229
未収入金		6,399
未収収益		0
短期貸付金		20
有価証券		100,000
仕掛道路資産		898,250
商品		336
原材料		332
貯蔵品		608
受託業務前払金		2,018
前払金		418
前払費用		247
繰延税金資産		1,525
その他		11,467
貸倒引当金		<u>△ 14</u>
流動資産合計		1,190,969
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,105	
減価償却累計額	<u>△ 717</u>	1,387
構築物	43,722	
減価償却累計額	<u>△ 7,607</u>	36,114
機械及び装置	96,910	
減価償却累計額	<u>△ 58,987</u>	37,923
車両運搬具	19,232	
減価償却累計額	<u>△ 14,494</u>	4,738
工具、器具及び備品	6,028	
減価償却累計額	<u>△ 4,403</u>	1,624
土地		228
リース資産	17	
減価償却累計額	<u>△ 3</u>	13
建設仮勘定		<u>1,587</u>
無形固定資産		<u>2,607</u>
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	37,430	
減価償却累計額	<u>△ 11,086</u>	26,343
構築物	9,087	
減価償却累計額	<u>△ 3,722</u>	5,365
機械及び装置	2,025	
減価償却累計額	<u>△ 1,036</u>	989
車両運搬具	0	
減価償却累計額	<u>△ 0</u>	0
工具、器具及び備品	388	
減価償却累計額	<u>△ 223</u>	164
土地		109,451
建設仮勘定		<u>2,328</u>
無形固定資産		<u>401</u>
C 各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	13,011	
減価償却累計額	<u>△ 4,637</u>	8,373
構築物	1,278	
減価償却累計額	<u>△ 694</u>	584
機械及び装置	37	
減価償却累計額	<u>△ 5</u>	31
車両運搬具	12	
減価償却累計額	<u>△ 12</u>	0
工具、器具及び備品	2,734	
減価償却累計額	<u>△ 1,958</u>	775
土地		7,553
リース資産	863	
減価償却累計額	<u>△ 208</u>	654
建設仮勘定		<u>195</u>
無形固定資産		<u>3,968</u>
		22,137

科 目	金 額		
D その他の固定資産			
有形固定資産			
建物	241		
減価償却累計額	△ 129	112	
構築物	2		
減価償却累計額	△ 1	0	
工具、器具及び備品	1		
減価償却累計額	△ 1	0	
土地		623	737
E 投資その他の資産			
関係会社株式		7,270	
関係会社出資金		50	
長期貸付金		8	
長期前払費用		1,998	
その他		1,827	
貸倒引当金		△ 175	10,979
固定資産合計			265,127
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費		1,531	
繰延資産合計			1,531
資 産 合 計			1,457,627
 (負債の部)			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		135,780	
1年以内返済予定長期借入金		1,000	
1年以内償還予定社債		40,000	
リース債務		225	
未払金		17,231	
未払費用		1,018	
未払法人税等		2,412	
預り連絡料金		2,193	
預り金		24,084	
受託業務前受金		2,090	
前受金		1,217	
前受収益		126	
賞与引当金		1,191	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		39	
その他		7,311	
流動負債合計			235,924
II 固定負債			
道路建設関係社債		862,185	
道路建設関係長期借入金		95,000	
その他の長期借入金		8	
リース債務		545	
繰延税金負債		204	
受入保証金		14,449	
退職給付引当金		55,959	
役員退職慰労引当金		62	
ETCマイレージサービス引当金		8,480	
ポイント引当金		28	
その他		8,610	
固定負債合計			1,045,535
負 債 合 計			1,281,459
 (純資産の部)			
I 株主資本			
資本金			65,000
資本剰余金			
資本準備金		65,000	
その他資本剰余金		6,650	
資本剰余金合計			71,650
利益剰余金			
その他利益剰余金			
安全性向上積立金	8,001		
高速道路事業積立金	13,353		
固定資産圧縮積立金	434		
別途積立金	20,024		
繰越利益剰余金	△ 2,296	39,517	
利益剰余金合計			39,517
株主資本合計			176,168
純 資 産 合 計			176,168
負債純資産合計			1,457,627

損 益 計 算 書

2014年4月1日から2015年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 高速道路事業営業損益		
1 営業収益		
料金収入	633,935	
道路資産完成高	255,469	
その他の売上高	1,508	890,914
2 営業費用		
道路資産賃借料	461,888	
道路資産完成原価	259,495	
管理費用	172,798	894,182
高速道路事業営業損失 (△)		△ 3,268
II 関連事業営業損益		
1 営業収益		
受託業務収入	6,631	
休憩所等事業収入	13,300	
不動産賃貸収入	71	
その他の事業収入	3,454	23,457
2 営業費用		
受託業務事業費	6,663	
休憩所等事業費	9,979	
不動産賃貸費用	34	
その他の事業費用	2,957	19,634
関連事業営業利益		3,822
全事業営業利益		554
III 営業外収益		
受取利息		21
有価証券利息		27
受取配当金		692
物品売却益		0
土地物件貸付料		216
還付加算金		502
固定資産受贈益		528
雑収入		264
		2,254
IV 営業外費用		
支払利息		57
物品売却損		23
雑損失		6
経常利益		86
		2,721
V 特別利益		
固定資産売却益		249
		249
VI 特別損失		
固定資産除却損		178
関係会社株式評価損		160
税引前当期純利益		339
法人税、住民税及び事業税		2,632
法人税等調整額		△86
当期純利益		2,003
		628

株主資本等変動計算書

2014年4月1日から2015年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本											純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計		
					安全性 向上 積立金	高速道 路事業 積立金	固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
2014年4月1日期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650	12,000	14,592	—	17,890	△3,042	41,440	178,090	178,090
会計方針の変更による 累積的影響額									△2,551	△2,551	△2,551	△2,551
会計方針の変更を反映した 当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650	12,000	14,592	—	17,890	△5,593	38,888	175,539	175,539
事業年度中の変動額												
安全性向上積立金の 取崩					△3,998				3,998	—	—	—
高速道路事業積立金の 取崩						△1,238			1,238	—	—	—
固定資産圧縮積立金の 積立							434		△434	—	—	—
別途積立金の積立								2,134	△2,134	—	—	—
当期純利益									628	628	628	628
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△3,998	△1,238	434	2,134	3,297	628	628	628
2015年3月31日期末残 高	65,000	65,000	6,650	71,650	8,001	13,353	434	20,024	△2,296	39,517	176,168	176,168

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ② 商品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ③ 原材料、貯蔵品
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(6) ETC マイレージサービス引当金

ETC マイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成 21 年 3 月 31 日以前に着手した工事については、請負金額が 50 億円以上の長期工事（工期 2 年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

③ ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

六、会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が 2,551 百万円増加し、繰越利益剰余金が 2,551 百万円減少しております。

また、損益に与える影響は、軽微であります。なお、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額に対する影響は、軽微であります。

七、表示方法の変更

(損益計算書)

① 前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「還付加算金」は、重要性が増したため、区分掲記しております。

なお、前事業年度における「還付加算金」の金額は、19 百万円であります。

② 前事業年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「原因者負担収入」（当事業年度 160 百万円）は、重要性が乏しくなったため、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

一 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

- ① 道路建設関係社債 902,185百万円（額面額 902,185百万円）
 - ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 1,065,000百万円
- なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」287百万円を法務局に供託しております。

二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,407,119百万円
東日本高速道路(株)	6百万円
西日本高速道路(株)	21百万円
合 計	1,407,147百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

- ① 日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	5,496百万円
--------------------	----------

- ② 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,237,100百万円
--------------------	--------------

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が200,000百万円（額面額）、道路建設関係長期借入金が50,000百万円減少しております。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,029百万円
長期金銭債権	76百万円
短期金銭債務	42,139百万円
長期金銭債務	12,026百万円

四 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は66百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

関連事業固定資産	
構築物	27百万円
機械及び装置	38百万円
合 計	66百万円

なお、国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

高速道路事業固定資産	
機械及び装置	3百万円
車両運搬具	27百万円
関連事業固定資産	
建物	8百万円
構築物	27百万円
機械及び装置	186百万円
合 計	253百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	13,267 百万円
営業費用	107,355 百万円
営業取引以外の取引による取引高	4,503 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	130,000,000 株
------	---------------

6. 税効果会計に関する注記

一 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	57 百万円
賞与引当金	390 百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	12 百万円
退職給付引当金	17,917 百万円
ETC マイレージサービス引当金	2,714 百万円
その他	3,734 百万円
繰延税金資産小計	24,828 百万円
評価性引当額	△ 23,296 百万円
繰延税金資産合計	1,532 百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△ 204 百万円
その他	△ 6 百万円
繰延税金負債合計	△ 211 百万円
繰延税金資産の純額	1,320 百万円

二 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 9 号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 2 号)が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 35.3%から平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 32.7%に、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は 96 百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	421,748 百万円
1 年超	18,176,951 百万円
合 計	18,598,699 百万円

(注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね 5 年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 17 条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

一 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	461,888	高速道路事業営業未払金	92,343
			道路資産、債務の引渡及び借入金の連帯債務	道路資産完成高(注1)	255,469	高速道路事業営業未収入金	29,442
				債務の引渡及び債務保証(注2)	250,000	—	—
			借入金の連帯債務	債務保証(注3)	1,407,119	—	—
				債務保証(注4)	992,596	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額のうち、5,496百万円については東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して、987,100百万円については当社単独でそれぞれ債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,355.13円
一株当たり当期純利益金額	4.83円

10. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債の発行を決議しております。

区分	中日本高速道路株式会社第 61 回社債
発行総額	金 600 億円
利率	年 0.262 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	平成 27 年 6 月 2 日
償還期日	平成 32 年 6 月 2 日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

連結貸借対照表

2015年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
1. 現金及び預金		86,489
2. 高速道路事業営業未収入金		86,224
3. 未収入金		7,664
4. 有価証券		100,450
5. 仕掛道路資産		896,195
6. たな卸資産		3,438
7. 繰延税金資産		2,599
8. その他		15,878
貸倒引当金		<u>△14</u>
流動資産合計		1,198,925
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物	61,100	
減価償却累計額	<u>△19,786</u>	41,314
(2) 構築物	56,445	
減価償却累計額	<u>△13,086</u>	43,358
(3) 機械及び装置	99,602	
減価償却累計額	<u>△60,305</u>	39,296
(4) 車両運搬具	20,787	
減価償却累計額	<u>△15,730</u>	5,057
(5) 工具、器具及び備品	13,436	
減価償却累計額	<u>△9,360</u>	4,076
(6) 土地		120,424
(7) リース資産	2,386	
減価償却累計額	<u>△745</u>	1,641
(8) 建設仮勘定		<u>4,543</u>
有形固定資産合計		259,712
2. 無形固定資産		7,761
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		5,381
(2) 繰延税金資産		2,546
(3) 退職給付に係る資産		271
(4) その他		4,769
貸倒引当金		<u>△254</u>
投資その他の資産合計		<u>12,713</u>
固定資産合計		280,187
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費		<u>1,531</u>
繰延資産合計		<u>1,531</u>
資 産 合 計		<u><u>1,480,644</u></u>
(負債の部)		
I 流動負債		
1. 高速道路事業営業未払金		120,216
2. 1年以内返済予定長期借入金		1,000
3. 未払金		31,079
4. 未払法人税等		3,288
5. 賞与引当金		2,933
6. ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		39
7. その他		<u>56,700</u>
流動負債合計		215,258
II 固定負債		
1. 道路建設関係社債		862,185
2. 道路建設関係長期借入金		95,000
3. 長期借入金		8
4. 役員退職慰労引当金		194
5. ETCマイレージサービス引当金		8,480
6. ポイント引当金		28
7. 退職給付に係る負債		69,037
8. その他		<u>26,325</u>
固定負債合計		<u>1,061,259</u>
負 債 合 計		<u><u>1,276,518</u></u>

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
1. 資本金	65,000	
2. 資本剰余金	71,650	
3. 利益剰余金	69,464	
株主資本合計	<u> </u>	206,114
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	52	
退職給付に係る調整累計額	△4,318	
その他の包括利益累計額合計	<u> </u>	△4,265
III 少数株主持分		<u>2,276</u>
純 資 産 合 計		<u>204,126</u>
負債純資産合計		<u><u>1,480,644</u></u>

連結損益計算書

2014年4月1日から2015年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 営業収益	938,169	
II 営業費用		
1. 道路資産賃借料	461,888	
2. 高速道路等事業管理費及び売上原価	393,178	
3. 販売費及び一般管理費	78,788	
営業利益	933,855	4,314
III 営業外収益		
1. 受取利息	70	
2. 土地物件貸付料	201	
3. 負ののれん償却額	342	
4. 持分法による投資利益	511	
5. 還付加算金	505	
6. 固定資産受贈益	528	
7. その他	644	
営業外費用	644	2,803
IV 営業外費用		
1. 支払利息	33	
2. 物品売却損	23	
3. その他	22	
経常利益	22	79
経常利益		7,037
V 特別利益		
1. 固定資産売却益	250	
2. 負ののれん発生益	1,214	
特別利益	1,214	1,465
VI 特別損失		
1. 固定資産売却損	55	
2. 固定資産除却損	220	
3. その他	6	
特別損失	6	282
税金等調整前当期純利益		8,220
法人税、住民税及び事業税	3,627	
法人税等調整額	142	
少数株主損益調整前当期純利益	142	3,769
少数株主利益		4,451
当期純利益		56
		4,394

連結株主資本等変動計算書

2014年4月1日から2015年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2014年4月1日 期首残高	65,000	71,650	67,718	204,368
会計方針の変更による累積的影響額			△2,648	△2,648
会計方針の変更を反映した当期首残高	65,000	71,650	65,070	201,720
連結会計年度中の変動額				
当期純利益			4,394	4,394
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	-	-	4,394	4,394
2015年3月31日 期末残高	65,000	71,650	69,464	206,114

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2014年4月1日 期首残高	22	△9,457	△9,434	3,707	198,641
会計方針の変更による累積的影響額					△2,648
会計方針の変更を反映した当期首残高	22	△9,457	△9,434	3,707	195,993
連結会計年度中の変動額					
当期純利益					4,394
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	29	5,139	5,169	△1,430	3,738
連結会計年度中の変動額合計	29	5,139	5,169	△1,430	8,133
2015年3月31日 期末残高	52	△4,318	△4,265	2,276	204,126

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・ 連結子会社の数 25 社

・ 連結子会社の名称 中日本エクシス㈱、中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、NEXCO 中日本サービス㈱、中日本高速技術マーケティング㈱、(同)NEXCO 中日本インベストメント、㈱エイチ・アール横浜、㈱グランセルセイワサービス、中日本ハイウェイ・アドバンス㈱、中日本ロード・メンテナンス静岡㈱、中日本ロード・メンテナンス東京㈱、中日本ロード・メンテナンス東海㈱、中日本ロード・メンテナンス中部㈱、中日本ロード・メンテナンス金沢㈱、中日本高速オートサービス㈱、NEXCO 中日本開発㈱、箱根ターンパイク㈱

NEXCO 中日本開発㈱は、当社の子会社である(同)NEXCO 中日本インベストメントの出資により設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

箱根ターンパイク㈱は、当社の子会社である(同)NEXCO 中日本インベストメントが新たに株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の名称等

・ 非連結子会社の名称 (株)ウェイザ

・ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

・ 持分法適用の関連会社の数 13 社

・ 会社の名称 北陸高速道路ターミナル㈱、㈱高速道路総合技術研究所、㈱NEXCO システムズ、㈱NEXCO 保険サービス、ハイウェイ・トール・システム㈱、日本高速道路インターナショナル㈱、中日本施設管理㈱、日本ロード・メンテナンス㈱、㈱東京ハイウェイ、ティーシーメンテナンス㈱、㈱高速保全、NHS 名古屋㈱、㈱デーロス・ジャパン

㈱デーロス・ジャパンは、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱が株式を追加取得したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

・ 会社の名称

(非連結子会社)

(株)ウェイザ

(関連会社)

(株)章榮

・ 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

・商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	3年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ホ. ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

ヘ. ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

ウ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

エ. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

オ. 重要なヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用しております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

ウ. ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクをヘッジしております。

エ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

カ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(4) 会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産51百万円、退職給付に係る負債2,786百万円、それぞれ増加し、利益剰余金2,648百万円減少しております。

また、損益に与える影響は、軽微であります。なお、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に対する影響は、軽微であります。

(5) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「退職給付に係る資産」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の連結貸借対照表における「退職給付に係る資産」の金額は133百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「還付加算金」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の連結損益計算書における「還付加算金」の金額は20百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

① 道路建設関係社債 902,185百万円 (額面額902,185百万円)

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 1,065,000百万円

なお、上記の他、「現金及び預金」3百万円、「投資その他の資産 その他」302百万円を担保に供しております。

(2) 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,407,119百万円
東日本高速道路㈱	6百万円
西日本高速道路㈱	21百万円
合 計	1,407,147百万円

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

イ. 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 5,496百万円

ロ. 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 1,236,950百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が200,000百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が50,000百万円減少しております。

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は66百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

構築物	27百万円
機械及び装置	38百万円
合 計	66百万円

なお国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

建物	45百万円
構築物	27百万円
機械及び装置	190百万円
車両運搬具	27百万円
合 計	291百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数
普通株式

130,000,000 株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間はいずれも10年以内となっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、資金運用目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、当社が民営化に伴い日本道路公団から承継したものと及び会社資産の設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

外貨建社債については、為替リスクに晒されており、社債発行時に、通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には、通貨スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である社債に振当処理を行っているものがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金及び未収入金については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込むなどして管理しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止するなどして市場リスクを管理しております。

外貨建社債は、為替変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ニ. デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社グループの内規に基づき、リスク回避の目的以外のものを禁止しており、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2015年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていません。(注2)参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	86,489	86,489	—
(2)高速道路事業営業未収入金	86,224	86,224	—
(3)未収入金	7,664	7,664	—
(4)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	501	519	18
②その他有価証券	100,745	100,745	—
(5)流動資産その他(短期貸付金)	2	2	—
資産計	281,627	281,645	18
(1)高速道路事業営業未払金	120,216	120,216	—
(2)未払金	31,079	31,079	—
(3)未払法人税等	3,288	3,288	—
(4)道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)	902,185	912,477	10,292
(5)道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)	95,000	95,017	17
(6)長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	1,008	1,009	0
負債計	1,152,778	1,163,088	10,309

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2)高速道路事業営業未収入金、(3)未収入金及び(5)流動資産その他(短期貸付金)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。

負 債

(1)高速道路事業営業未払金、(2)未払金及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)

主として市場価格に基づき算定しております。

(5)道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)及び(6)長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、その他有価証券に含めて記載しております。

通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	保有目的	連結貸借対照表計上額
非上場株式	子会社及び関連会社株式	4,469
	その他有価証券	115

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握すること

が極めて困難と認められるため、「資産(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア（以下「サービスエリア等」と言います。）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設、賃貸用敷地を所有しております。

一部のサービスエリア等については、連結子会社中日本エクシス㈱が当社から賃貸商業施設を借り受け、その一部を当社グループ外のテナントに転貸借をしているとともに、それ以外の場所については、連結子会社が小売店、無料休憩所として使用しております。

このため、一部のサービスエリア等は賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	6,209	5,567
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	133,379	112,409

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,552.68円
1株当たり当期純利益金額	33.80円

7. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債の発行を決議しております。

区分	中日本高速道路株式会社第61回社債
発行総額	金600億円
利率	年0.262パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成27年6月2日
償還期日	平成32年6月2日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月1日

中日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安田 豊 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 浩彦 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 大 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年6月1日

中日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安田 豊	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 浩彦	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 大	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年 6月 8日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 田 宮 道 衛 ㊞

常勤監査役（社外監査役） 岡 山 弘 ㊞

社外監査役 白 石 真 澄 ㊞

社外監査役 水 尾 健 一 ㊞

中日本高速道路株式会社 第10回定時株主総会

(決議事項)

第1号議案	剰余金の処分の件	P 1
第2号議案	定款一部変更の件	P 2
第3号議案	取締役1名の選任の件	P 3

第1号議案 剰余金の処分の件

当期における剰余金の処分については、次のとおりといたしたく存じます。

退職給付会計基準の改正に伴う繰越利益剰余金の減少については、平成 17 年 10 月から平成 26 年 3 月までの高速道路事業及び関連事業に従事する社員の稼働時間割合に応じて減少額を配分し、高速道路事業積立金及び別途積立金をそれぞれ取り崩して処理することといたしたく存じます。

高速道路事業に係る損失については、高速道路の利用者に対する安全性の確保を図るために高速道路事業の利益剰余金の一部を活用して行うこととした事業につき、事業の実施に必要な費用に充てるために会社が負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による引受けの対象としなかった債務の額を安全性向上積立金から取り崩して処理することとし、高速道路事業に係る損失を処理してなお残余する取崩し額は高速道路事業積立金に加算することといたしたく存じます。

関連事業に係る利益については、将来投資への備えなど財務基盤の強化のために別途積立金として積み立てることといたしたく存じます。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成 16 年 6 月 9 日法律第 100 号)第 12 条第 1 項第 7 号の規定に基づく、会社の経営努力による費用の縮減を助長するための助成金に係る利益については、繰越利益剰余金といたしたく存じます。

【剰余金の処分に関する事項】

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	2,454,371,798 円
繰越利益剰余金	2,958,460,544 円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

安全性向上積立金	4,025,623,011 円
高速道路事業積立金	1,387,209,331 円

(注) 安全性向上積立金、高速道路事業積立金及び別途積立金の取崩しを行う場合は株主総会の決議によります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第25条及び第35条の規定の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第25条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の責任免除) 第25条 <条文記載省略>	(取締役の責任免除) 第25条 <現行のとおり>
2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。	2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
(監査役の責任免除) 第35条 <条文記載省略>	(監査役の責任免除) 第35条 <現行のとおり>
2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。	2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。

第3号議案 取締役1名の選任の件

的確な経営体制の確保のため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

任期については、定款の定めにより、他の取締役の任期の満了すべき時
(2015〈平成27〉事業年度に関する定時株主総会終結の時) までとなります。

(注) 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	ひろせ あきら 廣瀬 輝 (昭和29年4月29日生)	昭和52年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成20年7月 国土交通省 大臣官房審議官 平成21年7月 当社執行役員 建設事業本部長 平成22年6月 常務執行役員 建設事業本部長 平成22年9月 取締役 常務執行役員 建設事業本部長 平成26年4月 取締役 常務執行役員 技術・建設本部長 平成27年3月 国土交通省 大臣官房付 平成27年3月 国土交通省 退職	0株